

特別養護老人ホームえんじゅショートステイの1日あたりの料金表
平成26年度

利用者負担1段階

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要支援1 5,140	要支援2 6,290	要介護1 6,980	要介護2 7,670	要介護3 8,380	要介護4 9,080	要介護5 9,760
2. うち、介護保険から給付される金額	4,629	5,664	6,286	6,907	7,564	8,167	8,779
3. うち自己負担金	514	629	698	767	838	908	976
4. 介護職員処遇改善加算	×2.5%						
5. 居住費	0						
6. 食費 ※1	300						
7. サービス利用に係る自己負担額(3+4+5+6)	827	945	1,016	1,086	1,159	1,231	1,301

利用者負担2段階

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要支援1 5,140	要支援2 6,290	要介護1 6,980	要介護2 7,670	要介護3 8,380	要介護4 9,080	要介護5 9,760
2. うち、介護保険から給付される金額	4,629	5,664	6,286	6,907	7,546	8,172	8,784
3. うち自己負担金	514	629	698	767	838	908	976
4. 介護職員処遇改善加算	×2.5%						
5. 居住費	320						
6. 食費 ※1	390						
7. サービス利用に係る自己負担額(3+4+5+6)	1,237	1,355	1,426	1,496	1,569	1,641	1,711

利用者負担3段階

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要支援1 5,140	要支援2 6,290	要介護1 6,980	要介護2 7,670	要介護3 8,380	要介護4 9,080	要介護5 9,760
2. うち、介護保険から給付される金額	4,629	5,664	6,286	6,907	7,546	8,172	8,784
3. うち自己負担金	514	629	698	767	838	908	976
4. 介護職員処遇改善加算	×2.5%						
5. 居住費	320						
6. 食費 ※1	650						
7. サービス利用に係る自己負担額(3+4+5+6)	1,497	1,615	1,686	1,756	1,829	1,901	1,971

利用者負担4段階

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要支援1 5,140	要支援2 6,290	要介護1 6,980	要介護2 7,670	要介護3 8,380	要介護4 9,080	要介護5 9,760
2. うち、介護保険から給付される金額	4,629	5,664	6,286	6,907	7,546	8,172	8,784
3. うち自己負担金	514	629	698	767	838	908	976
4. 介護職員処遇改善加算	×2.5%						
5. 居住費	320						
6. 食費 ※1	1,380						
7. サービス利用に係る自己負担額(3+4+5+6)	2,227	2,345	2,416	2,486	2,559	2,631	2,701

注) 上記段階区分において、いずれの区分に属するかご不明の方は、各お住まいの市町村の介護保険担当までお問い合わせください。

1のサービス料金にはそれぞれの介護度の単位に下記の項目が加算されています。

要支援 1	502単位	} +12単位 {	短期生活サービス提供体制加算 I	12単位
要支援 2	617単位			
要介護 1	686単位			
要介護 2	755単位			
要介護 3	826単位			
要介護 4	896単位			
要介護 5	964単位			
			短期入所生活介護送迎加算 (1回)	184単位
			介護職員処遇改善加算	算定単位総数×2.5%
※送迎加算は、ご利用に応じて				

3の自己負担額に利用日数を掛けた合計（ご利用に応じて「短期入所生活介護送迎加算」を加える）に「介護職員処遇改善加算」2.5%（端数は四捨五入）が加算される為、7の1日あたりの利用料金は目安としての金額となり、実際に掛かる利用料金の合計とは異なりますので、御了承願います。

※1 食費 表示金額は、1日の合計金額となります。請求は、1食ごとに分け、提供した食事分のみを徴収致します。

朝食	昼食	夕食	1日当たり
380円/食	600円/食	400円/食	1380円/日

昼食代には、間食代（おやつ代）が含まれます。

1段階から3段階の方については、1日の食費の合計金額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは、補足給付は行われず、「負担限度」を超える額については、補足給付が行われます。

具体的には、利用者負担3段階の方であれば、食費の「負担限度額」は650円であるので朝食のみ（380円）の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食（980円）の場合であれば、「負担限度額」との差額330円が補足給付として支給されます。